J-FLECのご紹介

J-FLEC
金融経済教育推進機構

CONTENTS

1. 組織概要
2. J-FLEC認定アドバイザー制度
3. 事業概要
4. 全国的な金融経済教育の推進
5. KPIと目標
6. その他

1. 組織概要

組織概要

名称

金融経済教育推進機構

(英)J-FLEC: Japan Financial Literacy and Education Corporation

設立

2024年4月5日

資本金

10 億 5,729 万 6 千円

政府	:10 億 729 万 6 千円	(5,000 万円)
日本銀行	:2,500 万円	(2,500 万円)
全国銀行協会	:1,250 万円	(1,250 万円)
日本証券業協会	:1,250 万円	(1,250 万円)

(注)( )内は、政府による設立にかかる初期費用を除くベース

職員数

約70名

ウェブサイト

https://www.j-flec.go.jp/

J-FLEC公式Xアカウント

https://x.com/J_FLEC?s=09

根拠法

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律
(2024年2月1日施行)

目的

適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導(金融経済教育)を推進すること。

所在地

室町古河三井ビルディング (コレド室町2)
東京都中央区日本橋室町2－3－1 9F

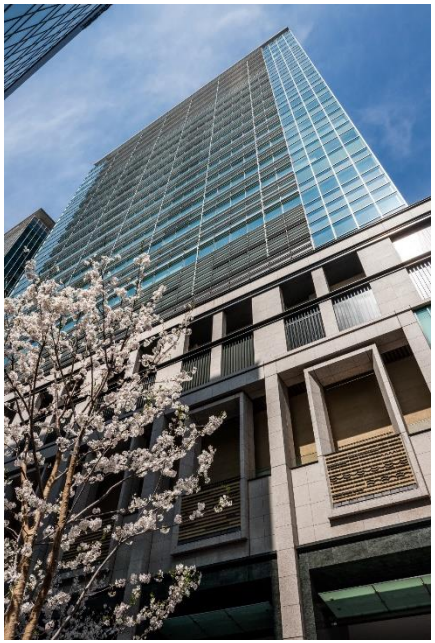

ミッション・ビジョン、ロゴ

ミッション

私たちは、一人ひとりが描くファイナンシャル・ウェルビーイング(注)を実現し、自立的で持続可能な生活を送ることのできる社会づくりに貢献します。

(注)自らの経済状況を管理し、必要な選択をすることによって、現在及び将来にわたって、経済的な観点から一人ひとりが多様な幸せを実現し、安心感を得られている状態。

(国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(令和6年3月15日閣議決定))

ビジョン

私たちは、金融リテラシーの向上を図るプラットフォーマーとして、時代の移り変わりと個人の多様性に即した金融経済教育を提供し、いまと未来の暮らしをより良くする金融サービスの活用や資産の形成と活用を支援します。

- 金融は国民にとって必ずしも親しいイメージを持たれているわけではない点を踏まえ、キャラクター性のあるロゴマークを採用。
- 子供から大人まで全員に対して優しく、ポジティブな印象を与えるコミュニケーションデザインとしてシンプルな造形ながら刻印が笑顔になっている様を表現。
- また、数字や記号など幅広いバリエーションで制作可能なため、一貫した優しく、親しみやすいイメージをつくりあげられる汎用性の高いデザインとなっている。

ミッションの実現に向けた3ステップ

ステップ1　講師派遣（出張授業）、イベント・セミナー

J-FLEC（J-FLEC講師他）

金融経済教育の機会を提供し、
ライフプラン・家計管理・資産形成などの重要性について理解していただく。

ステップ2　「J-FLECはじめてのマネープラン」無料体験

J-FLEC（J-FLEC相談員）

1時間の無料相談体験を通じて、自分自身が取るべき具体的な行動を知っていただく。
また、お金に関するアドバイスの価値や意義を認識していただく。

ステップ3　「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン

クーポン対象事業者（J-FLEC認定アドバイザー）

相談料の割引クーポンを配布することによって、実際にお金に関するアドバイスを受けるきっかけとしていただく。そして、自分自身が取るべき具体的な行動についての理解を深めていただく。

個人の金融意識・
金融行動の変容

一人ひとりが描くファイナンシャル・
ウェルビーイングの実現

2. J-FLEC認定アドバイザー制度

金融庁金融審議会　市場制度ワーキング・グループ 顧客本位タスクフォース　中間報告（2022年12月）

「（略） 家計管理、資金計画、つみたてNISA等の税制優遇制度や年金制度、多様化する金融商品・サービスなどについて、気軽に相談し、継続的に良質なアドバイスを受けられる環境を整備することが重要である。（中略） しかしながら、顧客の立場に立っていると謳いながら、特定の金融事業者や金融商品に偏ったアドバイスが行われているケースが見られる、顧客にとって誰が信頼できるアドバイザーであるかが分からない等の課題も指摘されている。」

J－FLEC認定アドバイザー制度の創設

J-FLEC認定アドバイザー制度の概要

□ J-FLEC認定アドバイザー(称号)とは

○ J-FLECが定める認定要件に合致し所定の審査を通過した個人について、一定の中立性を有する顧客の立場に立ったアドバイザーとして、J-FLECが認定・公表する称号です。
これにより、誰が信頼できるアドバイザーかを見える化しています。

○ J-FLEC認定アドバイザーの中から、希望者について追加で審査を行い、J-FLECが行う事業の担い手として、J-FLEC講師・J-FLEC相談員・クーポン対象事業者を選定しています。

J-FLECが行う事業

J-FLEC認定アドバイザー(称号)

【J-FLEC内】		【J-FLEC外】
＜J-FLEC事業概要＞		＜事業の担い手＞
ステップ1	① 講師派遣事業	J-FLEC講師
	② イベント・セミナー事業	
ステップ2	③「J-FLECはじめてのマネープラン」無料体験事業	J-FLEC相談員
ステップ3	④「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン配布事業	クーポン対象事業者
	⑤ 学校等への支援事業	J-FLEC講師
◎ J-FLEC認定アドバイザーの普及事業		J-FLECの事業以外であっても、J-FLEC認定アドバイザーの称号は、中立性を有する顧客の立場に立ったアドバイザーの証明として活用可能

J-FLEC認定アドバイザーの認定要件①

■ J-FLEC認定アドバイザーの認定要件は、以下の通りとしています。

1. 次のいずれにも該当しないこと
   - 金融商品の組成・販売等を行う金融機関等に所属している(注1、2)
   - 金融商品の組成・販売等を行う金融機関等から、顧客に対するアドバイスの信頼性・公正性に影響を及ぼし得ると考えられる報酬を得ている(注3)

   (注1)「金融商品の組成・販売等を行う金融機関等」(以下、「金融機関等」という。)とは、以下を指す。
   - 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第3条第3項に規定する「金融商品販売業者等」
   - 金融商品取引法第28条第3項に規定する「投資助言・代理業」を行う者のうち同項第2号に規定する「投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介」を行う者、第4項に規定する「投資運用業」を行う者
   - 貸金業法第2条第2項に規定する「貸金業者」
   - 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する「宅地建物取引業者」
   - 上記に列記した事業者のグループ会社(子会社、関連会社、親会社の子会社及び親会社の関連会社を総称していう。)

   (注2)「金融機関等に所属している」とは、金融機関等に役職員(非常勤職員等を含め雇用形態は問わない)として勤務していることまたは自身でこれらの事業を営んでいることを指す。

   (注3)「顧客に対するアドバイスの信頼性・公正性に影響を及ぼし得ると考えられる報酬を得ている」とは、例えば金融機関等より顧客に対するアドバイスの結果として生じた取引等によって報酬(非金銭的なものを含む。)を得る仕組みを設けていることをいい、実際に報酬の支払いがなされていない場合も含む。
2. 家計管理、生活設計、NISA・iDeCo等の資産形成支援制度、金融商品・サービス、消費生活相談等に関するアドバイスを提供するために有益な資格(CFP®、AFP、FP技能検定(2級以上)、外務員(1種)、弁護士等の士業、消費生活相談員など)及び一定の業務経験(原則として当該資格に関するもの)を有すること
3. 法令諸規則違反等による、刑事罰、処分その他の措置を受けていないこと(注)

   (注)「法令諸規則違反等による、刑事罰、処分その他の措置を受けていない」とは、以下のいずれにも該当しない場合を指す。
   ・禁錮以上の刑又は刑法の罪を犯したことによる罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
   ・金融庁による行政処分の執行が終了した日から5年を経過しない者
   ・J-FLEC又はJ-FLEC認定アドバイザーの称号の権威、信頼性を害したことによりJ-FLEC認定アドバイザーの認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
4. 反社会的勢力ではないこと
5. その他、金融経済教育推進機構が不適当と認めた者でないこと

J-FLEC認定アドバイザーの認定要件②

- J-FLEC認定アドバイザーの認定要件にある「アドバイスを提供するために有益な資格及び一定の業務経験」として、以下を例示しています。
- なお、ここに例示した以外の資格・業務経験であっても、申請者の経歴等と照らしたうえで、「アドバイスを提供するために有益な資格及び一定の業務経験」として認めることがあります。

資格等（例）	一定の業務経験（例）
CFP®、AFP、FP技能検定（2級以上） 外務員（1種） 証券アナリスト プライベートバンカー 公認会計士 税理士 弁護士 司法書士 行政書士 社会保険労務士 消費生活相談員 消費生活アドバイザー DCプランナー（1級） 住宅ローンアドバイザー 銀行業務検定（税務2級） 銀行業務検定（相続アドバイザー3級以上） 銀行業務検定（年金アドバイザー3級以上） 金融窓口サービス技能検定（1級） 投資助言・代理業者	個人からのFP分野における相談・提案業務 個人からの公的年金・社会保険に係る相談 個人への対面による金融商品の提案・販売 個人への対面による保険契約の提案・販売 個人への不動産購入の資金計画作成・提案 個人への住宅ローンに係る審査・相談等 個人融資に係る審査・財務状況分析・相談等 個人に対する各種税務相談（確定申告、相続、遺言等） 成年後見制度に係る相談 保護者に対する教育資金プラン等の提案 児童・生徒に対する金融経済教育の実施 個人への金融商品に係る投資助言

J-FLEC認定アドバイザーの行為基準

- J-FLEC認定アドバイザーの称号の信頼性を担保するため、各J-FLEC認定アドバイザーが遵守すべき事項として、以下のような行為基準を定めています。
- 毎年の更新制とするとともに、仮に行為基準に違反する行為が認められた場合には、認定の取消し等の処分を行います。

1. 法令遵守

- 自身の行うアドバイスが違法、不当なものとなることがないよう、関連する法令、ガイドライン等を理解し、遵守する。
  それらの間に相反する内容がある場合は、最も厳格なものに従う。

2. 信頼性の保持

- 「J-FLEC認定アドバイザー」の称号の権威と信頼性を保持するよう良識ある行動をとることとし、誇大又は煽動的な表示等で利用者である個人の判断を誤らせるおそれのある表現は避けなければならない。
- 利用者である個人の各々のライフプランやニーズ、目的、資産の状況を十分に理解し、それらを踏まえて公正かつ中立なアドバイスを行わなければならない。
- アドバイスを提供する際、利用者である個人の利益に資することにのみ専念しなければならない。
- 利用者である個人へのアドバイスに関する報酬を請求する場合、事前に利用者と金額または算定方式を合意し、合意していない報酬を請求することはしない。また、利用者である個人と合意したアドバイスに関する報酬以外に、金融商品の組成・販売を行う金融機関等の第三者から、顧客に対するアドバイスの信頼性・公正性に影響を及ぼし得ると考えられる報酬を得てはならない。
- J-FLECもしくは他のJ-FLEC認定アドバイザーの信用を傷つけ、またはJ-FLECもしくは他のJ-FLEC認定アドバイザーの不名誉となる行為をしてはならない。
- 法令違反による刑事罰、処分、その他の措置を受けた場合、利用者である個人との間で紛争が発生した場合、「J-FLEC認定アドバイザー」の認定要件に適合しないまたはその疑いが生じた場合は、直ちにJ-FLECへ報告する。

3. その他

- 自身の運営している媒体（ホームページ、ブログ、SNS、メールマガジン、自身が開催するセミナー等）を通じて不特定多数の者に対して金融経済に関する情報発信を行う場合には、予めその媒体及び概要についてJ-FLECへ届け出なければならない。
- 金融機関等からの依頼を受けて当該金融機関の社員向け研修の講師やセミナーの登壇、コラムの執筆、資料の監修等の業務を行う場合には、予めその概要についてJ-FLECへ届け出なければならない。

3. 事業概要

事業概要

1. 講師派遣事業
2. イベント・セミナー事業
3. 「J-FLECはじめてのマネープラン」無料体験事業
4. 「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン配布事業
5. 学校等への支援事業

（1）講師派遣（出張授業）事業

- 全国の企業や学校等に、所定の審査を通過したJ-FLEC講師を派遣し、金融経済に関する出張授業（無料）を実施しています。
- 講師派遣では、「金融リテラシー・マップ」に沿って、年齢層別に最低限身に付けるべき金融リテラシー（お金に関する知識・判断力）を習得いただけるような研修・授業を実施します。
  また、より詳しく学びたい方向けの詳細なコンテンツも提供しています。
  講義内容や時間については、講義テーマに応じて講師と事前調整することが可能です。

年齢層	学べる主な内容（例）
小学生	**「おこづかいから学ぶお金の話」** ・おこづかいの使い方、貯め方、お金の流れ・トラブルの事例など ※ ドリル・ゲーム・クイズなども活用した参加型形式もあり
中学生・高校生	**「大人になる前に知っておきたいお金の話」** ・収支管理の基本、お金の貯め方のコツ、資産形成と経済活動の関係性、クレジット・奨学金の仕組みと注意点、金融トラブルの防止など
大学生・若手社会人（10代～20代）	**「社会人として知っておきたいお金の話」** ・家計管理や給与明細の見方、資産形成の基本（長期・積立・分散）や支援制度（NISAなど）、社会保険と民間保険、クレジット、奨学金、金融トラブルの防止など
中堅社会人（30代～40代）	**「将来に向けて知っておきたいお金の話」** ・家計の現状把握から外部知見（お金の専門家）の活用を通じた将来設計・資産形成の考え方、社会保険と民間保険、各種ローン、金融トラブルの防止など
ベテラン社会人（50代以上）	**「リタイア前後に知っておきたいお金の話」** ・定年退職後の生活を見据えた年金などの社会保険、退職金、税金の仕組みのほか、資産寿命の延伸、贈与・相続・終活などの概要

※ 特別支援学校向け、教員向けにも研修・授業を実施します。
※ 講義資料は、J-FLEC以外の教育活動を行っている方々にも参考としていただくため、J-FLECホームページにて公開しています。

（2）イベント・セミナー事業

- 全国各地で、社会人の方や事業会社（経営者の方）、教員の方などを対象とした、お金に関する無料イベント・セミナーを開催しています。
- 忙しくて時間がない方、遠隔地にお住まいの方にもご参加いただけるよう、イベント・セミナー会場だけでなく、オンラインによる参加やオンデマンド動画による視聴も可能としています。

【イベント・セミナー例】

対象層	主な内容等
社会人	**「社会人として身に付けておきたいお金の話」** ・収支管理・資産形成の基本や利用できる制度（NISA等）、社会保険と民間保険など
事業会社（経営者）	**「職域における金融経済教育のメリット」** ・人材確保の観点からの金融経済教育の重要性、企業における取組み事例の紹介など
教員向け	**「基礎から知りたいお金の話」** ・先生自身に知っていただきたい、家計管理・資産形成などの基本とポイント **「生徒に伝えたいお金の話」** ・授業でお金について教える際のポイント、授業で使えるJ-FLEC教材の体験など
親子向け	**「お金の使い方・貯め方体験プログラム」** **「会社の仕組みやお金の流れを学習できるワークショップ」**

(3)「J-FLECはじめてのマネープラン」無料体験事業

対面・オンライン相談

- お金に関するアドバイスの価値や意義を知っていただくきっかけとするため、**J-FLEC相談員(J-FLEC認定アドバイザー)による個別相談の無料体験を対面またはオンラインで提供**しています。

  - 無料体験は最大1時間で、事前予約制です。
    個人の状況に寄り添ったアドバイスを提供するため
    事前予約の際に相談したいテーマ等を記入いただきます。

    (相談テーマ例)

    ライフプランの立て方、家計の見直し、教育資金の準備、
    住宅ローンの借入れ、金融資産の運用、リタイアメントプラン　等

  - 個別具体的な税金等の計算、個別の金融商品等に関する相談はできません。

電 話 相 談

- 上記の対面・オンライン相談とあわせ、**「家計管理」やNISA・iDeCo等の「資産形成支援制度」、「金融商品・サービス」等に関する疑問や質問について J-FLEC相談員(J-FLEC認定アドバイザー)が回答する電話相談窓口を設置しています。**

  - 電話相談は最大30分間で、事前予約は不要です。
    「家計の見直しは何から始めればいい？」、「NISAってどんな制度？」、
    「これって金融トラブル？どこに相談すればいい？」など、お気軽にご相談ください。

  - 個別具体的な税金等の計算、個別の金融商品等に関する相談はできません。

（4）「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン配布事業

- お金に関するアドバイスの価値や意義を知っていただくきっかけとするため、**クーポン対象事業者（J-FLEC認定アドバイザー）による有料の個別相談をはじめて利用する方を対象**として、**相談料が80%オフ（1時間あたり最大8,000円まで割引）になる電子クーポン（3時間分）を配布**しています。
  - 相談料が1時間10,000円の場合、電子クーポンの利用で自己負担が2,000円になります。
  - **3時間で収入と支出の見える化からアセットアロケーション（金融資産の種類・配分調整）の提案までの個別相談が可能**です。
  - 電子クーポンの利用対象となる個別相談は、J-FLECが行うアドバイス実践研修を通じて、一定のアドバイス技能を身に付けたJ-FLEC認定アドバイザーが行うものに限定されています。

【3時間分の個別相談の内容（例）】

収入と支出の見える化	資産と負債の見える化	ライフプラン表の作成	資産形成プランの検討	アセットアロケーションの提案
・現在の収入と支出の洗い出し ・年間収支金額の把握	・現在の家計のバランスシートの作成 ・手持ち資金の分類	・ライフイベントの確認 ・今後のキャッシュフロー表、残高推移表の作成	・保険、退職金、年金の支払い額や将来受給額の把握 ・リスク許容度に応じた運用手段の検討	・個別相談の内容を踏まえたアセットアロケーションの提案

金融経済教育研究校制度

- 全国各地で、**金融経済教育に関する研究活動や実践に積極的に取り組む学校を指定し、教育研究費の助成や研究・実践計画作成に当たってのアドバイスの提供**など、さまざまなかたちで支援しています。
  - ※ 同様の活動を行う学校横断的な教員グループについても、本制度に準じた指定・支援を行います。
- 研究・実践の報告は、研究校以外の学校や教員の方々にも広く活用いただけるよう、J-FLECのホームページで公表します。

学校・教員支援研究会

- **J-FLEC内に「学校・教育支援研究会」を設置**し、以下のテーマ等を通じて、学校教育や教員の支援のあり方について検討しています。
  - ◆ 学習指導案の制作
  - ◆ 上記研究校の研究・実践報告等をもとにした実践事例集の作成
  - ◆ 金融経済教育の実態調査
- 成果物はJ-FLECのホームページで公表し、金融経済教育に取り組む学校や教員の方々に広く活用いただけるようにします。

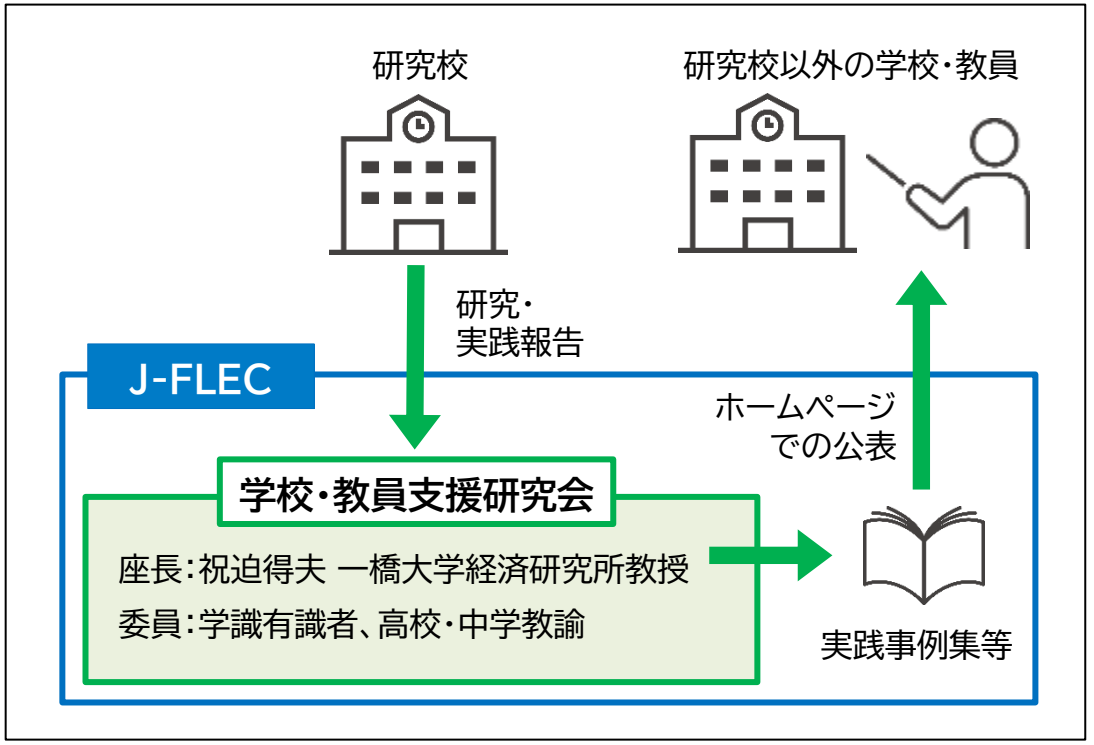

4. 全国的な金融経済教育の推進

全国各地における金融経済教育の底上げ

- 各地域や都道府県の特性を踏まえた効果的な教育を推進しつつも、全国各地における金融経済教育の抜本的な拡充を目指し、関係団体との連携を強化していきます。

＜関係団体＞

- ◆ 47都道府県に設置されている金融広報委員会（事務局：J-FLEC、日銀支店又は県庁）
- ◆ 各地銀行協会（49か所）
- ◆ 日本証券業協会地区協会（8か所）
- ◆ 財務（支）局（10か所）、沖縄総合事務局、財務事務所（40か所）

など

ブロック協議会 → 地域ごとの活動全体を底上げ

J-FLEC認定アドバイザー等研修会 → 教育の担い手のスキル向上

- 関係団体は、上記協議会や研修会の枠組みにとどまらず、官民一体となって各地域の経済団体や教育機関等にもJ-FLECの広報活動を実施します。

ブロック協議会

■ **全国を8つのブロックに分類**したうえで、**ブロック毎に関係団体が情報・意見交換を行う場**を設けています。

◆ J-FLECや各都道府県金融広報委員会、日本証券業協会地区協会、各地銀行協会、財務局を中心とした関係団体が参加します。

◆ 各関係団体の活動方針や、金融経済教育のさらなる普及・促進に向けた課題の共有および解決策について議論します。

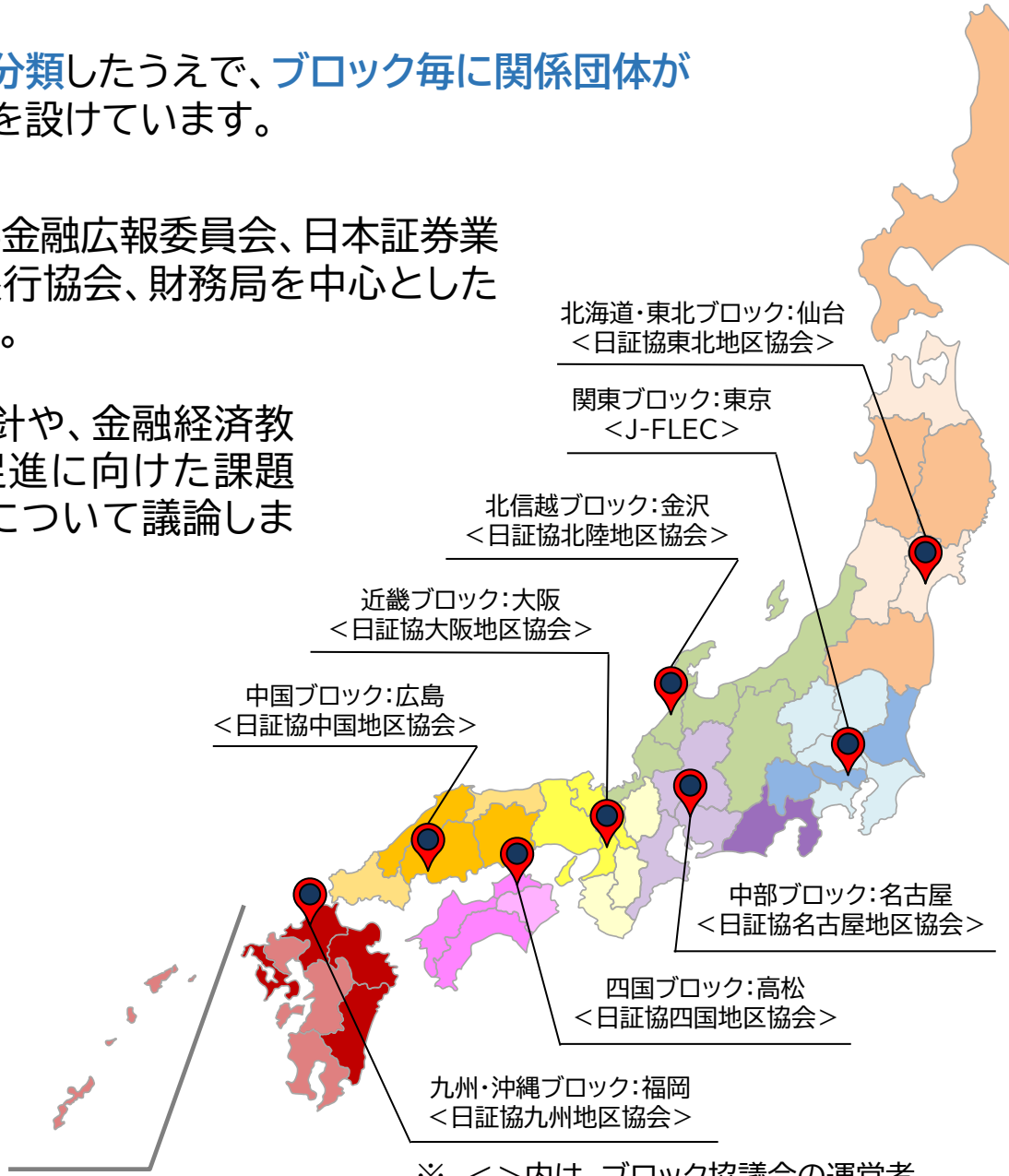

ブロック	金広委所管事務局
北海道・東北	日銀事務局 県事務局
関東	日銀事務局 県事務局
北信越	日銀事務局
中部	日銀事務局 県事務局
近畿	日銀事務局 県事務局
中国	日銀事務局 県事務局
四国	日銀事務局 県事務局
九州・沖縄	日銀事務局 県事務局

※　＜＞内は、ブロック協議会の運営者。

J-FLEC認定アドバイザー等研修会

□ 地域に即した金融経済教育の実践事例の共有を目的として、**都道府県毎に、講師派遣事業を担うJ-FLEC認定アドバイザー等が情報・意見交換を行う場**を設けています。

◆ J-FLEC認定アドバイザー同士のコミュニケーション機会を創出し、他の認定アドバイザーの取組みや好事例等を共有することにより、認定アドバイザーのスキル向上を図ります。

◆ J-FLECや各都道府県金融広報委員会等から、各地域の取組みに関する情報共有も実施します。

5. KPIと目標

J-FLECにおけるKPI・目標について

- J-FLECでは、KPI・目標として、金融経済教育の提供（アウトプット）、金融リテラシーの向上、金融意識・行動の変容（アウトカム）を設定しています。

	アウトプット	アウトカム	
	金融経済教育の提供	**金融リテラシーの向上**	**金融意識・行動の変容**
KPI	J-FLECにおける講師派遣等の ①年間実施回数 ②年間参加人数	「金融知識・判断力」関連設問の正答率	①生活設計等への意識を持つ割合・取組み率 ②外部知見の活用率
目標	**①1万回 ②75万人** ※これまで金融庁や各業界団体で行ってきた講師派遣等の回数は年間約5,000回、参加人数は年間約30万人	**正答率を欧米並み（70%）に引上げ** ※現状の正答率は40～50%	**①・②の割合を受講前比10%以上向上**

受講者に対しサーベイ調査で教育の効果を確認
（受講前・受講直後・9カ月後）

J-FLECにおけるアウトカムの測定とKPIについて

- 金融経済教育の効果測定のため、職域への講師派遣の受講者を対象とした追跡調査を実施しています。

  - 調査は、**「受講前」、「受講直後」、「受講9か月後」の3回にわたって実施**します。
    実施にあたっては、講師派遣先企業の人事・福利厚生部署に協力を依頼することで、回答数を確保します。

  - 調査項目は、「基礎質問」、「金融リテラシーの向上」、「金融意識・行動の変容」に関する全10問です。
    3回とも同様の質問に回答してもらうことで、金融経済教育を受けたことによる変化を中長期的に測定します。
    また、一部の設問は、広く一般向けに実施する「金融リテラシー調査」と同様のものとし、結果を比較可能とします。

【調査の概要】

調査手法	アンケート調査
調査対象者	職域への講師派遣で講義を受講する社員や職員等
調査時期	「受講前」「受講直後」「受講9か月後」の計3回
調査内容	「基礎質問」に関する項目 「金融リテラシーの向上」に関する項目 「金融意識・行動の変容」に関する項目
項目数	合計10問

J-FLECにおけるアウトカムの測定とKPIについて

- サーベイにおける、「基礎質問」「金融リテラシーの向上」「金融意識・行動の変容」に関する設問の一部は以下の通りです。
  - 設問の一部を金融リテラシー調査と同様の設問とすることで、対象となる受講者層が**「もともと高リテラシー層だったのか、低リテラシー層だったのか」**といった点や、**「J-FLECによる金融経済教育がどの程度影響を与えたか」**といった点が計測しやすい設計としています。

【調査の設問（受講9か月後調査）】

設問①「金融リテラシーの向上」

100万円を年率2%の利息が複利でつく預金口座に預け入れました。これ以外に口座への入金や出金がなかった場合、5年後には口座の残高はいくらになっているでしょうか。利息に掛る税金は考慮せずにご回答ください。
（1. 110万円より多い　2. ちょうど110万円　3. 110万円より少ない　4. 上記の条件だけでは答えられない　5. わからない）

設問②「金融意識・行動の変容（生活設計の確立）」

あなたのご家庭では、将来のことを考えて生活設計（将来の生活について「何をしたいか・いくら必要か」等の構想・プランを描くこと）を立てていますか。
（1. 生活設計を立てている　2. 現在生活設計を立てていないが、今後は立てるつもりである　3. 現在生活設計を立てていないし、今後も立てるつもりはない）

設問③「金融意識・行動の変容（外部知見の活用）」

あなたはJ-FLECの講義受講後にJ-FLECの認定アドバイザーやファイナンシャルプランナー、金融機関などにお金の相談をしたことがありますか。
（1. ある。今後定期的に相談するつもりである。 2. ある。今後相談は不要と考えている。 3. ないが今後相談するつもりである。 4. ない。今後相談するつもりはない。）

6. その他

金融リテラシー・マップ

- 「金融リテラシー・マップ」とは、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を、年齢層別に、体系的かつ具体的に記したもの。
- 2014年に、金融庁・消費者庁等の関係省庁・有識者・金融関係団体等をメンバーとする金融経済教育推進会議が公表。

【金融リテラシー・マップ（イメージ図）】

	小学生	中学生	高校生	大学生	社会人	高齢者
家計管理						
生活設計						
金融取引の基本としての素養						
金融分野共通						
保険商品						
ローン・クレジット						
資産形成商品						
外部の知見の適切な活用						

分野別・年齢層別に
体系的かつ具体的に記載

【具体的な内容の例】

1. 小学生向けの内容

- 必要なもの（ニーズ）と欲しいもの（ウォンツ）を区別し、計画を立てて買い物ができる。
- 困ったときにはすぐに身近な人に相談する態度を身に付ける。

2. 高校生向けの内容

- 職業選択と生活設計を関連付けて考え、生涯の収支内容を理解して生活設計を立てる。
- お金や金融・経済の機能・役割を把握するとともに、預金、株式、債券、投資信託、保険など基本的な金融商品の内容を理解する。
- トラブルに対処できる具体的方法を学び、実際に行使できる技能を身に付ける。

3. 社会人向けの内容

- 金融商品を含む様々な販売・勧誘行為に適用される法令や制度を理解し、慎重な契約締結など、適切な対応を行うことができる。
- 金融商品の特性（流動性・安全性・収益性）とリスク管理の方法を理解する。自らの生活設計の中で、どのように資産形成をしていくかを考える。
- 金融商品を利用する際に相談等ができる適切な機関等を把握する必要があることを認識している。

（出所）金融経済教育推進会議「金融リテラシーマップ『最低限身に付けるべき金融リテラシー』の項目別・年齢層別スタンダード（2023年6月改訂版）」より作成。

職域教育の重要性（学生による企業選択のポイント）

■ Z世代（1990年代後半～2010年頃に生まれた世代）と呼ばれる学生は、「安定」を求める傾向に。

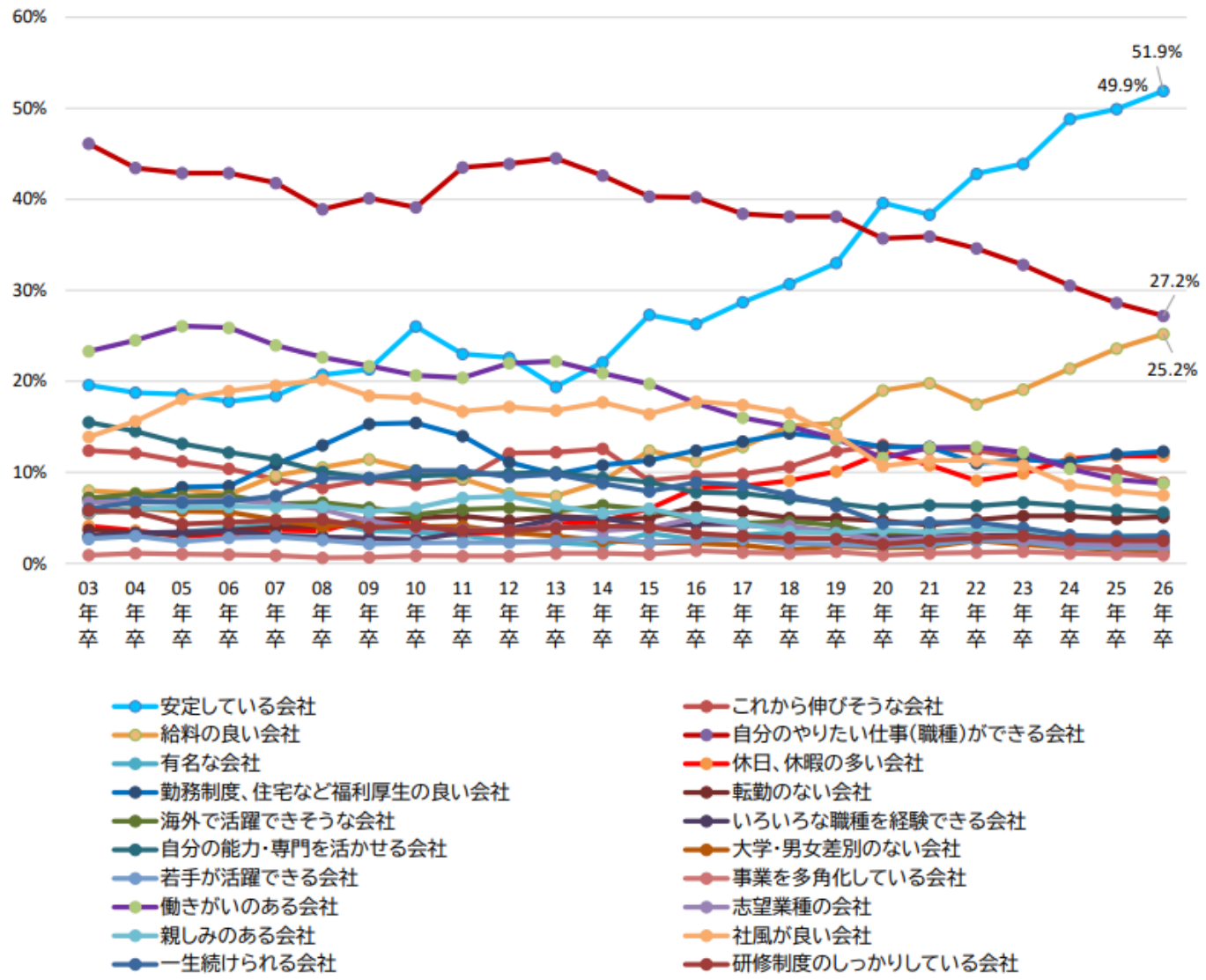

（出所）マイナビ2026年卒大学生就職意識調査（2025年4月）

職域教育の重要性（学生による企業選択のポイント）

- Z世代と呼ばれる学生が、企業に安定性を感じるポイントとしては、「安心して働ける環境である」を挙げる意見が多い。

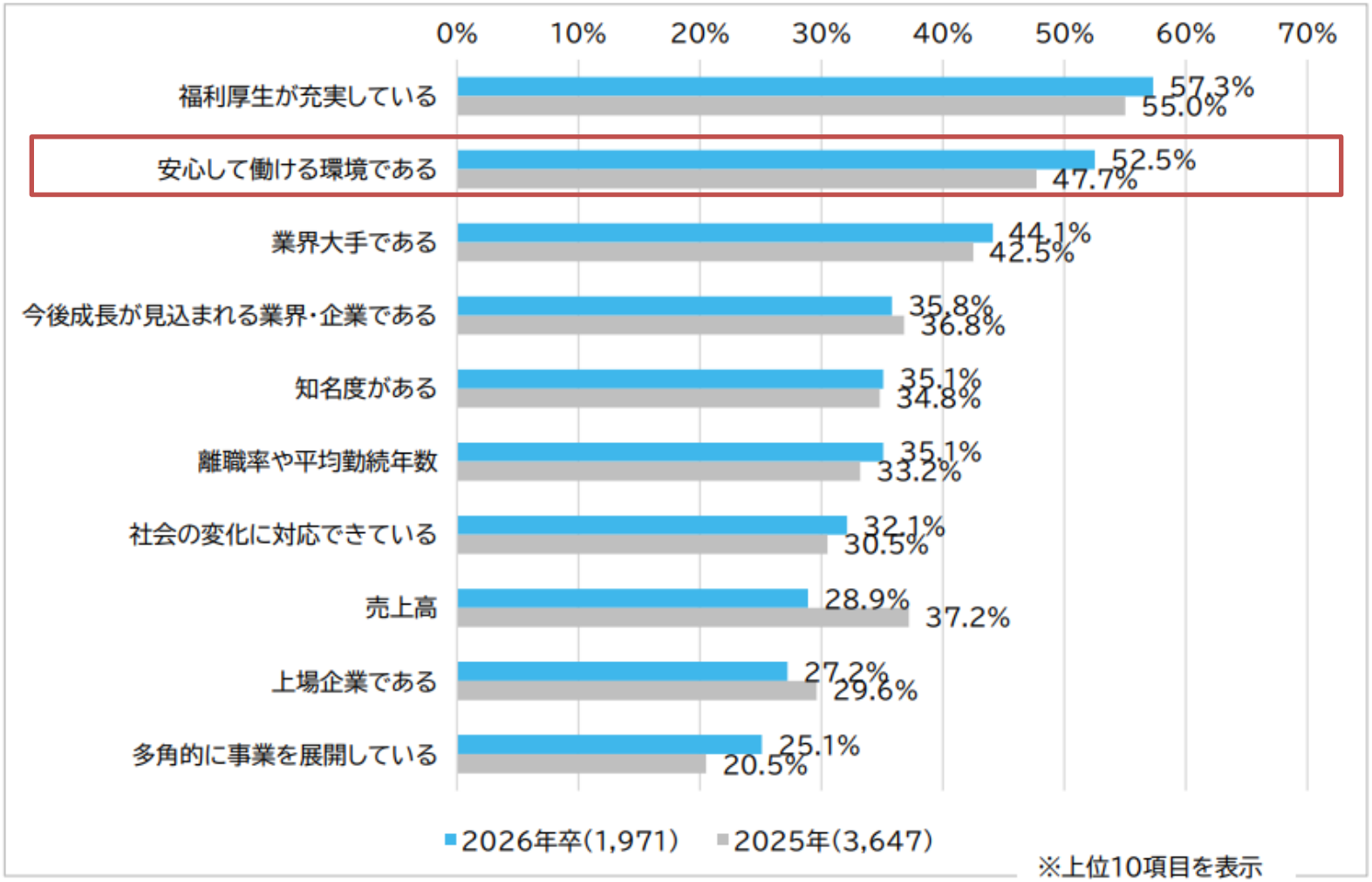

（出所）マイナビ 2026年卒 大学生キャリア意向調査3月＜就職活動・進路決定＞

職域教育の重要性（学生による企業選択のポイント）

- Z世代と呼ばれる学生にとって、働くことの安心感を高めてくれるものは、「社風とのマッチング」や「福利厚生制度の充実」のほか、「成長環境」があるとの指摘。
- 会社が用意する研修制度への注目は高い。

＜企業選択において自身が成長できる環境かどうかを重視していますか。＞

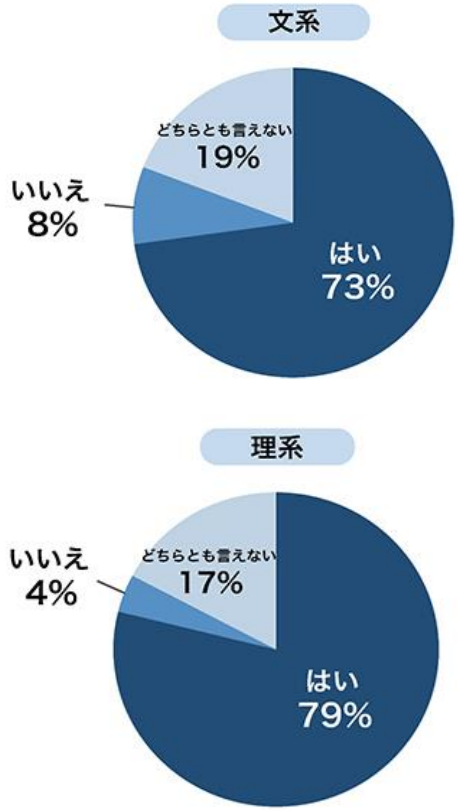

＜成長できる環境とはどんな環境のことを思い浮かべますか。＞
※　上位3つまで選択

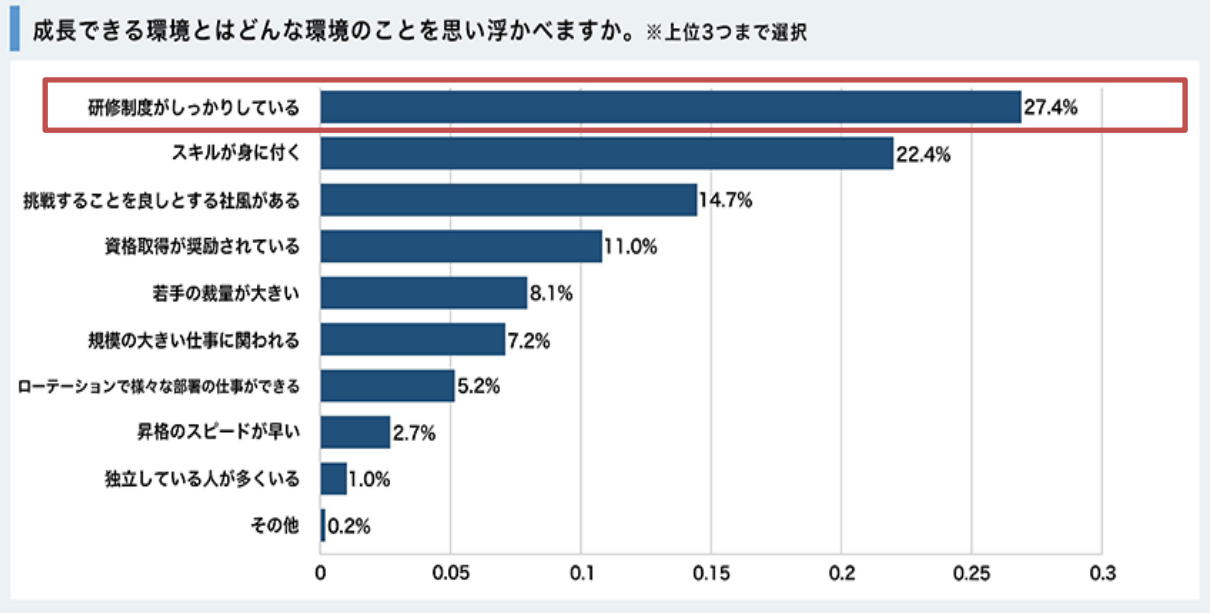

（出所）HUMAN CAPITALサポネットpowered by マイナビ「2023年卒学生に調査！企業選びの本音に迫る。学生にとっての「安心・安定」「成長環境」とは？」

職域教育の重要性（学生による企業選択のポイント）

- Z世代と呼ばれる学生が企業や職場を選ぶ際に用意してくれたら良いと思う研修としては、「資産形成・金融リテラシー研修」への関心度が高く、それを企業が積極的に導入している場合には、学生の志望度が高まることが見込まれる。
- 企業による従業員向け「資産形成・金融リテラシー研修」の実施など、職域教育の積極的展開は、従業員の新規採用やリテンションの強化に寄与し得るものと考えられる。

企業や職場を選ぶ際、用意してくれたら良いと思う研修は次のうち何ですか（複数回答可）

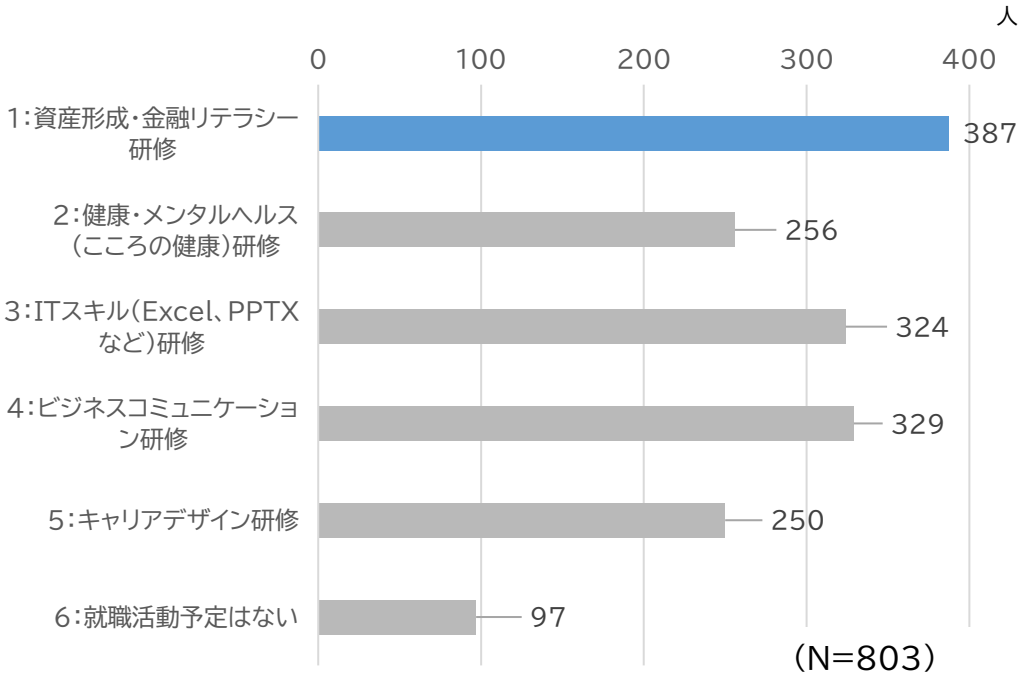

「資産形成や金融リテラシー研修」について、企業が、こうした研修を積極的に導入している場合、あなたの志望度合いはどの程度変わりますか

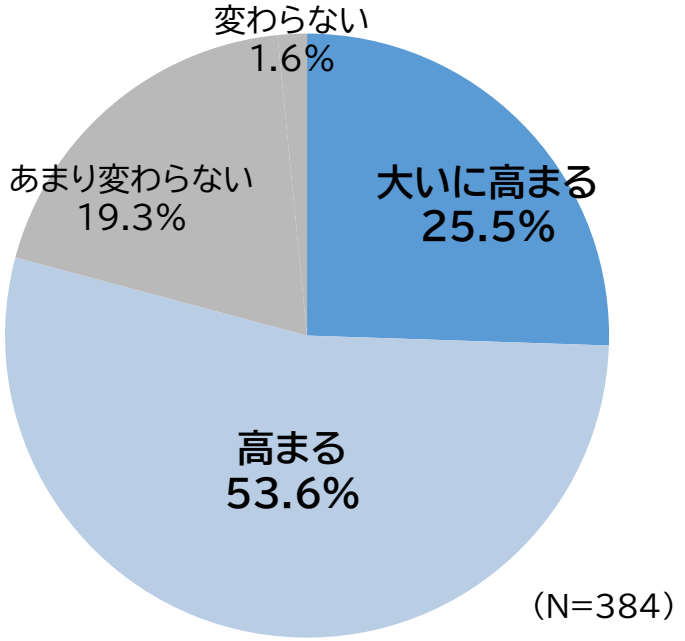

（出所）2023年11月～12月に金融庁が行った大学生向け授業でのアンケート結果及び2023年9月～2024年2月に金融経済教育推進会議が行った大学連携講座でのアンケートよりJ-FLEC作成

企業型DCにおける継続投資教育

- 確定拠出年金法では、企業型確定拠出年金（企業型DC）を実施する事業主に対して、加入者等の運用の指図に資するよう、加入者等に継続投資教育を行うことを努力義務として課している。ただし全体の8割の事業主は継続投資教育を実施したことがあると回答している一方、継続的な教育を受けたと回答した加入者は2割程度に過ぎない。
- 企業型DCを実施する企業の多くは、継続教育に関する悩みを抱えている。具体的には、「無関心層に対する効果的な方法が分からない」、「他の業務と兼務しているため、継続教育に割く時間が少ない」等の課題を挙げている。

企業型DCの継続投資教育の実施状況
（企業型DCの**事業主**を対象とする調査）

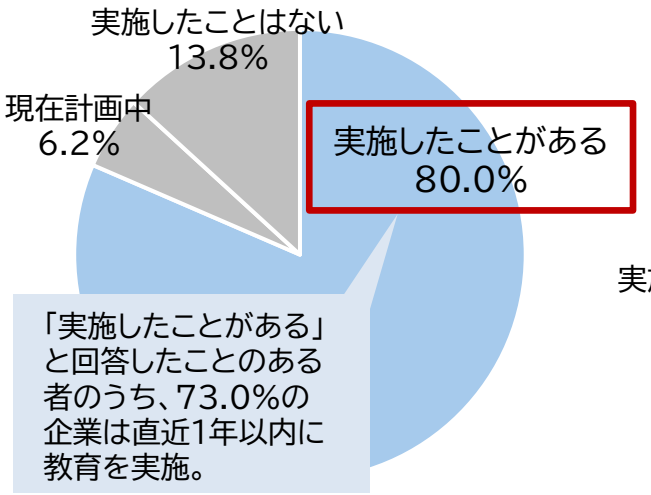

（N=838）

企業型DCの投資教育の実施状況
（企業型DCの**加入者**を対象とする調査）

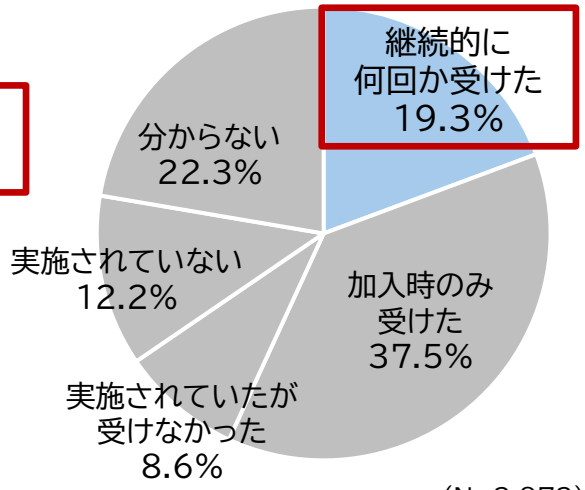

（N=3,873）

企業担当者のDC制度に関する悩み （N=1,679）

加入者の無関心	24.8%
継続教育に関する事項	20.0%
加入者の運用に対する意識	18.5%
事務の煩雑さ	8.2%
制度の煩雑さ	7.5%

継続教育を実施する際の課題・悩み （N=1,379）

無関心層に対する効果的な方法・内容が分からない	40.0%
他の業務と兼務しているため、継続教育に割く時間が少ない	36.1%
勤務形態が多様・複雑なため、どのような内容・方法で実施するのが良いかわからない	30.4%
継続教育に対する社員の反応、参加率の少なさ	28.3%
社員間の理解等のばらつきを少なくする効果的な方法が分からない	26.0%

（出典）企業年金連合会「2023（令和5）年度　企業型確定拠出年金実態調査結果（概要版）（2025年3月公表）」、年金シニアプラン総合研究機構「職域における資産形成・金融経済教育等に関する調査（2024年8月調査）（2024年11月公表）」確定拠出年金教育協会「企業型確定拠出年金（DC）担当者の意識調査2024全体報告書（2025年1月公表）」、確定拠出年金・調査広報研究所「第21回企業型確定拠出年金制度に関する調査（2024年9月公表）」よりJ-FLEC作成

企業型DCにおける継続投資教育

■ 企業型DCを実施する事業主のうち、意欲的に継続投資教育を実施しているケースにおいては、企業型DC加入者ウェブサイトへのアクセス数の増加やマッチング拠出の増加など、加入者による行動に変化が見られる。

具体的な取組みの例

- 企業型DCの継続投資教育を従業員の資産形成に関する重要な人事施策と位置付け、金融リテラシー教育を毎年継続的に実施している例
- 入社時から60歳までの5つの年代に合わせた全員参加型研修に組み込み、継続投資教育を実施。
- 加入者に対し、運用商品の配分指定書の提出を義務付けている事例
- 毎年、マッチング拠出の申請時期の直前に、eラーニングによる研修を実施している事例
- 人事総務担当者を対象に講師養成セミナーを行い、継続教育に関する講師を内製化している事例

（出所）金融庁

左記の取組みの成果の例

- 企業型DC加入者ウェブサイトのアクセス数の増加
- 元本確保型資産の配分割合の減少
- マッチング拠出(注)加入率の増加

（注）企業が毎月拠出する掛金に、従業員自身が上乗せする掛金。

企業型DCにおける継続投資教育

- 従業員の資産形成支援など、「企業が従業員の幸福を目指す上で、心身の健康のみならず、経済的な安定を支援する取組み（ファイナンシャル・ウェルネス）」は、従業員エンゲージメントの向上、ひいては企業価値向上に資する。
- 令和5年3月期から、人的資本に関する開示を有価証券報告書で義務付け。資産形成支援など、ファイナンシャル・ウェルネスに関する取組みについての積極的な開示も期待される。

企業による雇用者の資産形成の強化は、本年（令和4年）8月に公表した「人的資本可視化指針」に示したとおり従業員エンゲージメントの向上にも効果的であり、「人的資本可視化指針」も活用し、雇用者の資産形成を支援する取組を積極的に情報開示するように企業に促していく。

（資産所得倍増プラン（令和4年11月28日策定））

人的資本可視化指針（令和4年8月30日策定）

【参考】従業員エンゲージメントに関連する開示事項（例）

- 「従業員エンゲージメント」については下表の事項が挙げられる。

（※）なお、海外においては、企業が従業員の幸福を目指す上で従業員の心身の健康のみならず、経済的な安定を支援する取組み（ファイナンシャル・ウェルネス）も広がりつつある。

開示事項（例）	任意の開示基準				制度開示・準制度開示			
	ISO (*1)	WEF	SASB	GRI	日本 (有報) (*2)	日本 (CGコード)	米国 (SEC)	欧州(ESRS (CSRD) (草案))(*3)
従業員エンゲージメント	○	–	○(*4)	–	・人材育成方針と社内環境整備方針につき、方針と整合的で測定可能な指標、その目標・進捗状況と併せて開示	–	–	–

サステナビリティ情報（人的資本を含む）の開示に関する内閣府令の改正

（2023年1月31日公布・施行）

- 金融商品取引法に基づき上場会社等が作成する有価証券報告書において、サステナビリティ情報の「記載欄」を新設するほか、女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差についての開示を求める。2023年3月期から適用（2023年1月31日公布・施行）

有価証券報告書（主な項目）

第一部 企業情報

第1 企業の概況
- 従業員の状況 等（充実）

第2 事業の状況
- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題 等
- サステナビリティに関する考え方及び取組（新設）
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況
- コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況
- 連結財務諸表、財務諸表 等

：

従業員の状況

女性活躍推進法又は育児・介護休業法に基づき、女性管理職比率、男性の育児休業等取得率及び男女間賃金格差の公表を行う企業は、有価証券報告書においても開示

サステナビリティに関する考え方及び取組

業態や経営環境等を踏まえ、企業が重要であると判断した具体的なサステナビリティ情報について、開示（人的資本については、全企業が開示）

（1）ガバナンス　全企業が開示
サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制
（記載イメージ：取締役会や任意に設置した委員会等の体制や役割 等）

（2）戦略
重要性を判断して開示　サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取組み（記載イメージ：企業が識別したリスク及び機会の項目とその対応策 等）
全企業が開示　人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針

（3）リスク管理　全企業が開示
サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス
（記載イメージ：リスク及び機会の識別・評価方法や報告プロセス 等）

（4）指標及び目標
重要性を判断して開示　サステナビリティ関連のリスク及び機会の実績を評価・管理するために用いる情報（記載イメージ：GHG排出量の削減目標と実績値 等）
全企業が開示　人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標による目標・実績

（出所）内閣官房「非財務情報可視化研究会」、金融庁